

松山地方裁判所委員会（第24回）議事概要

1 日時

平成26年2月25日午後2時から午後4時30分まで

2 場所

松山地方裁判所大会議室（5階）

3 出席者

（委員）大西範幸，越智やよい，加藤令史，兼平裕子，川越弘毅，
下田知行，林秀文，真木啓明，村上浩二，森實将人
（五十音順）

（事務担当者）香村事務局長，井上民事首席書記官，上田刑事首席書記官，
高橋総務課長，土居総務課長補佐，飛鷹松山簡易裁判所庶
務課長

（報告者）藤本松山簡易裁判所裁判官

4 議事（○委員，▲報告者）

（1）松山地方裁判所長あいさつ

（2）新任委員紹介（大西範幸委員，越智やよい委員，川越弘毅委員，
下田知行委員，村上浩二委員，森實将人委員）

（3）藤本松山簡易裁判所裁判官から，「民事調停事件の動向について」の内
容で，民事調停事件の概要，民事調停事件の傾向と事件数の推移，民事調
停事件関係の広報の実情等について説明がされた。

（4）報告者の説明後，意見交換が行われた。

▲ 訴訟と民事調停との間には明確な役割分担がなされているわけではな
く，訴訟事件において調停に付すことで調停委員に関与してもらうこと
もある。

▲ 裁判所見学に際しては，見学者に対して，調停事件についても説明を行
い，PRしている。

- ▲ 民事調停事件の知名度については、同じ調停事件である家事調停事件よりも低いように感じられる。
- ▲ 民事調停事件については、知名度も低いこともあり、どのような紛争がなじむのか分からない方々が多いのではないかと考える。
- ▲ 民事調停委員の中には、保険会社のアジャスター経験者や不動産鑑定士等の専門的な知識や技能を持っている方もおり、調停手続を利用することで、費用的に、時間的にも安価に対応することができる場合が多いと考える。
- 訴訟の申立て等は心理的にハードルが高いイメージがあるが、民事調停は、訴訟と比較してハードルが低いのがメリットと考える。
- 民事調停事件の利用者の間口を広げることが重要であり、そのためにも民事調停事件の特徴である申立手続きの簡便性や手続費用が安価であることをアピールポイントとして広報をしていくことが必要である。
- 民事調停事件による紛争解決に適した典型的な事案について、類型化し、これを提示する等して積極的にPRしていけば良い。
- 裁判所からの出張講義等において、様々な層に民事調停事件をアピールすることも可能ではないかと考える。
- 裁判員裁判開始時期の裁判所の広報活動と比較すると、民事調停事件の広報活動の弱さが感じられる。
- 調停協会主催の調停相談会の開催について、報道機関等に積極的にアピールするとともに統計資料等の具体的な数値や紛争解決の具体的エピソードを説明すると、民事調停事件をより印象付けることができる。
- 県や市等の関係機関（市民相談担当者等）に対し、民事調停事件に関する様々な情報を提供し、当該関係機関の担当職員から利用者に対し、民事調停事件の説明をしてもらう等も広報活動のひとつである。